

資料の訂正について

本日の資料中、誤って記載した箇所がありましたので、以下のとおり訂正させていただきます。

資料8 30 ページ

(27) 信頼される学校、県民協働による教育をつくる

誤

○学校教育法施行規則の改正により、学校の自己評価とその公表、設置者への報告が努力義務化されたが、本県の実施率は、高校 **100%**、小学校 **76.5%**、中学校 **68.9%**。

正

○学校教育法施行規則の改正により、学校の自己評価とその公表、設置者への報告が義務化。また、努力義務とされている学校関係者評価の本県の実施率は、高校 **100%**、小学校 **76.5%**、中学校 **68.9%**。